

平成 24 年 8 月 29 日

各 位

H I F - A 投資事業組合

組合員 ひろしまイノベーション推進第 1 号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
代表取締役 山下 尊弘
組合員 ひろしまイノベーション推進第 2 号投資事業有限責任組合
無限責任組合員 株式会社ひろしまイノベーション推進機構
代表取締役 山下 尊弘

オー・エイチ・ティー株式会社株式に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

H I F - A 投資事業組合（以下「公開買付者」といいます。）は、下記のとおりオー・エイチ・ティー株式会社（以下「対象者」といいます。）普通株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することといたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 買付け等の目的等

(1) 公開買付者及び本公開買付けの概要

公開買付者は、株式会社ひろしまイノベーション推進機構（以下「ひろしまイノベーション推進機構」といいます。）が無限責任組合員として運用する投資事業有限責任組合を組合員として、民法の規定に基づき、平成 24 年 4 月 6 日に、主に対象者に投資するために組成された任意組合です。ひろしまイノベーション推進機構は、広島県の産業振興・育成に資する企業又は事業に対して成長資本及び経営資源を提供することを通じて、県経済の発展に貢献すべく、広島県の 100% 出資により平成 23 年 5 月に設立されたファンド運営会社であり、地域密着型で企業に対し成長資本と経営資源を提供し、従来から企業が持つ優れた技術力とイノベーションという革新的なものに目を向け、更なる成長のために不足している要素を補う等のかたちで、企業の成長戦略を実行に移し、潜在成長能力を顕在化する支援を行うこと等を目的とし、公開買付者の組合員であるひろしまイノベーション推進第 1 号投資事業有限責任組合及びひろしまイノベーション推進第 2 号投資事業有限責任組合（以下総称して「本ファンド」といいます。）を、投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成 10 年法律第 90 号。その後の改正を含みます。）に基づき組成し、運用しております。

公開買付者と対象者は、平成 24 年 4 月 9 日に、公開買付者による対象者への出資及び公開買付けの実施によって、対象者の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的として、出資契約（以下「本出資契約」といいます。）を締結しております。本出資契約において、公開買付者及び対象者は、以下のステップ 1 からステップ 3 までの取引（以下「本件全体取引」といいます。）を行うことを合意しております。

ステップ 1：平成 24 年 4 月 27 日を払込期日として、対象者が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施。

ステップ 2：平成 24 年 8 月を目途として、公開買付者が、対象者の株式を取得するため、大要以下の条件による公開買付けを実施。

公開買付価格：対象者の株式 1 株につき 2,000,000 円（ステップ 1 の第三者割当増資における発行価格と同額）

買付条件 : 買付予定数を本公開買付け開始日において対象者が保有する自己株式の総数と同数とし、応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全てを買い付ける。

ステップ3：スクイーズアウト

上記公開買付け後、公開買付者が要請した場合には、対象者は、対象者の株主を公開買付者その他公開買付者が別途指定する者のみとするために必要な手続を行う（なお、本日現在、公開買付者は、公開買付者及び対象者の代表取締役である江島貴志氏（以下「江島氏」といいます。）の2名の株主を除く対象者の株主が保有する株式を取得する予定です。）。

かかる本件全体取引のステップ1の取引として、公開買付者は、対象者が第三者割当増資により平成24年4月27日に発行した対象者の普通株式120株（対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の対象者の発行済株式総数（556株）に対する割合（以下「所有割合」といいます。）：21.58%（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合について同じ。）、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に対する割合：33.52%（小数点以下第三位を四捨五入。以下、総株主の議決権に対する割合について同じ。）を、発行価格を1株当たり2,000,000円として引き受け（以下「本第三者割当増資」といいます。）、対象者の筆頭株主となっております。加えて、平成24年7月27日に開催された対象者の定時株主総会において、公開買付者が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ対象者の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された対象者の定時株主総会継続会終了後、就任しております。

今般、公開買付者は、本件全体取引のステップ2の取引として、平成24年8月29日に、江島氏の保有する株式（67株、所有割合：12.05%）を除く対象者の発行済株式全てを取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

公開買付者は、本公開買付けの買付予定数の下限を、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された、対象者が平成24年4月30日現在保有する自己株式数と同数である198株（所有割合：35.61%）としております（なお、対象者によれば、平成24年8月29日現在まで対象者が保有する自己株式数に変動はないとのことです）。従って、公開買付者は、応募株券等の総数が198株に満たないときには、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、応募株券等の総数が198株以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等 (i) 出資契約 ②公開買付けへの対象者による賛同意見表明及び自己株式の応募に関する事項」に記載のとおり、対象者は、本出資契約に基づき、平成24年8月29日に、取締役会決議により、対象者の保有する自己株式198株を本公開買付けに応募する旨を決定し、同日付で上記応募に係る自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）に係る有価証券届出書を中国財務局長に対して提出しております。また、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等 (ii) 覚書 ②本公開買付けへの不応募等」に記載のとおり、公開買付者は、江島氏との間で、江島氏が、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しないことについて合意しています。

なお、公開買付者は、本公開買付けによって江島氏の保有する株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付け後に、本件全体取引のステップ3の取引として、対象者の株主を公開買付者及び江島氏のみとするために必要な手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）を行う予定です。詳細は、下記「(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおりです。

また、対象者によって公表された平成24年8月29日付「H I F - A投資事業組合による当社株式に対する公開買付けに関する賛同意見表明及び応募の推奨並びに第三者割当による自己株式処分に関するお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、(i) 対象者の現在の状況に鑑みて、対象者の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後対象者を中長期的に発展させるためには、対象者の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、(ii) 下記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」に記載のとおり対象者が上場廃止となったことで換金機会が制約されている対象者の株主に換金機会を提供する必要があるところ、下記「(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開

買付けの公正性を担保するための措置 ① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載のとおり、第三者算定機関である東京共同会計事務所（以下「TKAO」といいます。）より本第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた対象者普通株式の価値の算定結果についての株式価値算定報告書（以下「本株式価値算定報告書」といいます。）も参考に、本出資契約に定める本公開買付けにおける対象者普通株式1株当たりの買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）その他の本公開買付けの諸条件は、対象者の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けに賛同し、対象者株主に本公開買付けへの応募を推奨することとしたとのことです。また、対象者は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であるところ、対象者が対象者の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考えたとのことです。上記検討を経て、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く対象者取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨及び対象者の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することを決議したとのことであり、対象者は平成24年8月29日付で上記応募に係る本自己株式処分に係る有価証券届出書を中国財務局長に対して提出しております。また、塚本稔氏を除く対象者監査役1名が上記の取締役会に参加し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者の代表取締役である江島氏は、下記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等 (ii) 覚書」に記載のとおり、江島氏が、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、対象者の株主総会において公開買付者の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする覚書を締結していることから、また、対象者の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役職員を兼任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役職員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

(2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針

① 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的

対象者は、平成6年6月に設立された、広島県福山市に本社を置き、フラットパネルディスプレイに用いられるガラス基板や、各種電気機器類に組み込まれるプリント基板を検査対象とする電気検査装置を製造・販売している企業です。

昨今、基板上の配線の高密度化等によりコンタクトプローブ（電気的な検査・試験のために、電極などの測定部位に接触させるだけで導通ができるピン状の検査器具の一種）を用いた従来の接触式の電気検査が難しくなる基板が増える中、対象者は独自開発した非接触センサを用いた非接触電気検査装置を実用化して基板メーカー等への導入実績を積み重ねてきました。現在、対象者は、独自に開発した非接触式電気通電検査装置の技術を、さらに深化させた新しい分野への応用と対象者の技術の利用対象を拡大することを計画しています。具体的には、スマートフォンを中心に需要が拡大することが見込まれる中小型のタブレット式パネルや新世代有機ELなどへの対応と中国市場向けプリント基板検査装置廉価版の販売などであり、そのためには一定規模の投資が必要となります。

しかしながら、対象者の株式は、平成15年4月より株式会社東京証券取引所マザーズ市場に上場していたところ、平成13年4月期から平成19年4月期までの過年度決算について、不適切な会計処理が存し有価証券報告書等の虚偽記載等があったことが発覚したため、有価証券上場規程第603条第1項第6号（上場会社の有価証券報告書等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると当取引所が認めた場合）に該当すると認められ、平成21年2月に株式会社東京証券取引所マザーズ市場を上場廃止となり、対象者によれば、それ以降、取引先や金融機関からは「信用状況に不安がある会社」と評価され、例えば、手形決済ができない、新規設備投資用融資が受けられない等の制約が課せられた状況が今も継続しているとのことです。

その間、デジタル家電業界の生産拠点は日本国内から海外に相当に速いスピードでシフトしており、対象者の製品の主要な検査対象物である液晶パネルの製造拠点も日本から東アジアへ移管され、それに合わせて対象者においても東アジア展開が必要となっております。しかしながら、対象者によれば、上記の信用力の問題から対象者は中長期の設備投資資金の融資を自由には受けられないために、当該投資資金等を運転資金から捻出しなければならず、その結果、海外戦略として特に中国、タイ展開が必要であるにもかかわらず、資金調達が自由にできないために、運転資金の一部を当該海外向け設備投資資金に充当せざるを得ないため、海外向けに投資できる額に一定の制約がかかっている状況とのことです。一方、対象者によれば、対象者の主力製品である検査装置の事業特性として、受注から納品/検収/売上債権の回収まで約6ヶ月から10ヶ月程度の期間を要する物件があること、その売上高の規模は数億円から十数億円に及ぶ物件があること、他方、検査装置の製造に係る仕入費用や外注費用の支払は概ね2ヶ月から3ヶ月程度であることから、受注残や商談案件のため、運転資金の確保も極めて重要とのことです。従って、対象者によれば、対象者の経営課題は、短期的には一定水準の運転資金を確保しながら、中長期的には顧客のグローバル生産方針に戦略的・流動的に対応できる健全な財務基盤を構築することにあつたとのことです。

かかる状況を打破するため、対象者は、平成23年8月頃から、広島県が100%出資しているひろしまイノベーション推進機構が運用しているファンドの支援を受けることで設備投資資金や海外展開のための資金調達が可能になるとともに、かかるファンドが株主となることにより信用力の回復も合わせて行われるものと期待し、ひろしまイノベーション推進機構に審査を申し込み、その後、ひろしまイノベーション推進機構及び対象者は、数か月の協議・検討を行って参りました。

その結果、ひろしまイノベーション推進機構は、広島県のグローバル・ニッチ企業である対象者の更なる成長と革新性ある事業展開を後押しすることが、県経済の発展にとって有用であるとの認識に至りました。また、ひろしまイノベーション推進機構及び対象者は、対象者の現在の状況に鑑みて、今後対象者を中長期的に発展させるためには、対象者の株主を限定したうえで短期的な業績変動に左右されず機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、対象者の上場廃止後、対象者の株主に対する対象者株式の換金機会が制約されているため、換金機会を提供する必要があることもあわせ考えた結果、平成24年4月9日に、本ファンドが、公開買付者を通じ、本第三者割当増資及び本公開買付けを含む本件全体取引を順次実行することにより、対象者に対する支援を行うことを決定しました。そして、同日、公開買付者及び対象者は、本出資契約を締結しております。

その後、かかる本件全体取引のステップ1の取引として、公開買付者は、本第三者割当増資により、対象者の普通株式120株（所有割合：21.58%、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に対する割合：33.52%）を引き受け、対象者の筆頭株主となっております。

そして、今般、公開買付者は、本件全体取引のステップ2の取引として、平成24年8月29日に、江島氏の保有する株式（67株、所有割合：12.05%）を除く対象者の発行済株式全てを取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

② 公開買付者による買付価格の検討

公開買付者は、本公開買付価格の算定にあたっては、対象者の財務状況、事業の将来収益性、上場廃止以降の対象者の自己株式の取得取引及び株主間の売買取引株価、本公開買付けの見通し、支配権の異動に伴うプレミアム等を総合的に勘案したうえで、対象者との間で複数回にわたり協議・交渉を行いました。その結果、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を、平成24年4月27日に対象者の実施した本第三者割当増資により取得した対象者普通株式の発行価格と同額の1株につき2,000,000円とすることに、平成24年4月9日に合意し、当該合意に従い本公開買付価格を決定しております。なお、本第三者割当増資と本公開買付けは、本出資契約に基づく一連の取引であるため、公開買付者と対象者は、本第三者割当増資における発行価格を、本公開買付けを考慮しあらかじめ公開買付けの際に付与されるプレミアムを含んだ価格とすることとしております。また、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際しては、対象者の財務情報等の資料に基づき公開買付者は自ら対象者の株式価値を検討し、かかる検討結果により本公開買付価格を決定しようと判断したため、第三者算定機関の株式価値算定書等は取得していません。

③ 本公開買付け後の経営方針等

本公開買付けが成立した場合、公開買付者は単独で対象者の総株主の議決権（対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に、本公開買付けにおいては対象者の保有する自己株式も買付けの対象とされているため、対象者の保有する自己株式（198株）に係る議決権の数（198個）を加算した議決権の数（556個）のうち少なくとも318個（総株主の議決権に対する割合：57.19%）以上を取得することになり、対象者の総株主の議決権の過半数を保有することになります。また、特別関係者である江島氏が保有する株式に係る議決権の数が67個（総株主の議決権に対する割合：12.05%）であることから、公開買付者の保有分と江島氏の保有分と合算すると議決権の数が385個（総株主の議決権に対する割合：69.24%）となり、対象者の総株主の議決権の3分の2以上を保有することになります。

公開買付者は、本出資契約に基づき、対象者に対する取締役2名及び監査役1名の派遣を行うこととしており、平成24年7月27日に開催された対象者の定時株主総会において、公開買付者が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ対象者の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された対象者の定時株主総会継続会終了後、就任しております。公開買付者は、本公開買付け後も引き続き、対象者に対する取締役2名及び監査役1名の派遣を継続する予定です。

(3) 本公開買付けに関する重要な合意等

(i) 出資契約

公開買付者と対象者は、平成24年4月9日に、公開買付者による対象者への出資及び本公開買付けの実施によって、対象者の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的として、本出資契約を締結しております。本出資契約において、公開買付者は、対象者との間で、対象者が所有する対象者普通株式の全て（平成24年8月29日時点で198株）について、本公開買付けに応募するものとしております。本出資契約及びその他本出資契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

なお、本出資契約において、対象者は、平成24年7月に開催予定の対象者の定時株主総会において、取締役選任議案を上程し、公開買付者が指名する者（2名以内）を社外取締役候補者とし、また、公開買付者が指名する者（1名以内）を監査役候補者とし、当該議案がかかる定時株主総会において承認可決されるよう最大限努力するものとされておりましたが、これに基づき、平成24年7月27日に開催された対象者の定時株主総会において、公開買付者が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ対象者の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された対象者の定時株主総会継続会終了後、就任しております。

① 全体スキーム

ステップ1：平成24年4月27日を払込期日として、対象者が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施（本第三者割当増資により実施済）

ステップ2：平成24年8月を目途として、公開買付者が、対象者の株式を取得するため、大要以下の条件による株券等に対し公開買付けを実施

公開買付価格：対象者の株式1株につき2,000,000円（本第三者割当増資における発行価格と同額）

買付条件：買付予定数を本公開買付け開始日において対象者が保有する自己株式の総数と同数とし、応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全てを買い付ける。

ステップ3：スクイーズアウト

上記公開買付け後、公開買付者が要請した場合には、対象者は、対象者の株主を公開買付者その他公開買付者が別途指定する者のみとするために必要な手続を行う（なお、本日現在、公開買付者は、公開買付者及び江島氏の2名の株主を除く対象者の株主が保有する株式を取得する予定です。）。

② 公開買付けへの対象者による賛同意見表明及び自己株式の応募に関する事項

- ・ 対象者は、公開買付者により上記公開買付けが実施されることが公表された場合、同日に、取締役会決議により、(i)当該公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨する旨及び(ii)対象者の保有する自己株式の全部（但し、198 株以上とする。）を公開買付けに応募する旨を決定し、当該公開買付けが開始された日に公開買付者が法令等に従い公開買付届出書を提出した場合は、同日に、法令等に従い当該決定の内容を記載した意見表明報告書を提出し、また、自己株式応募のために法令等並びに対象者の定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を行うとともにその他当該公開買付けのために必要な協力をする。
- ・ 対象者は、当該公開買付けの期間中、(i)当該公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回せず、(ii)公開買付者以外の者が対象者の発行する株券等を対象とする公開買付け（以下「対抗公開買付け」といいます。）を開始し、又は開始することを公表した場合であっても、対抗公開買付けに賛同せず、かつ、賛同する旨を公表しない。
- ・ 対象者は、当該公開買付けへの自己株式の応募に係る有価証券届出書（訂正届出書を含む。）を適時かつ適法に提出する。その他、対象者は、本出資契約の締結及び履行、その他本件全体取引の実行に関連して適用ある法令等、定款その他内部規則又は司法・行政機関等の判断等に基づき必要となる手続を適時かつ適法に行うものとし、公開買付者に対し協力する。

③ 対象者の運営に関する事項

- ・ 対象者は、本出資契約において明示的に予定されている場合を除き、自ら又は自らを除く対象者のグループ会社をして、定款、取締役会規則その他の重要な内部規則の変更又は廃止、株主総会の開催及び議案の内容の決定、合併、株式交換、吸収分割、株式移転、事業譲渡及び譲受その他の企業再編等一定の重要な事項を行う場合には、公開買付者から事前の書面による承諾を取得し若しくは取得させる。
- ・ 対象者は、公開買付者が指名する者に、対象者の経営戦略会議及び部長会に参加する資格を与える。
- ・ 対象者は、公開買付者の要請に従い、公開買付者が指名する者で構成する会議体を設置する。

④ 調達資金及び資金使途

本公開買付けが成立した場合に、対象者が本公開買付けに応募することにより取得する資金及び本第三者割当増資による調達分の手取概算額の合計額は約 629 百万円となりますが、公開買付者及び対象者は当該資金を以下に記載する使途に充当することに合意しています。

1) 中国サポート拠点の製造/営業設備の増設

中国現地プリント基板メーカーへの検査装置拡販とそれに伴う治具需要拡大に備えた現地子会社への製造設備増強、及び現地サポート拠点の追加整備を計画しております。

2) タイサポート拠点の製造/営業設備の増設

実装メーカー、電機メーカー、車載関連メーカーなどに対する現地子会社における営業拠点整備と要員確保による営業強化、及び製造設備増強を計画しております。

3) 非接触センサの高性能化などの研究開発投資

タブレット用中小型パネルや有機EL向けなど非接触センサの高性能化のための設計、試作、検証、要員確保、中国市場向けプリント基板検査装置の廉価版開発のための設計、試作、検証、要員確保、太陽電池/蓄電池/燃料電池/半導体/医療向けなど新分野への非接触検査技術の応用展開のための市場調査、企画、設計、試作、検証などの研究開発投資を計画しております。

4) LED 設備の増設

中国現地子会社において、LED チップの検査ソーティング工程に加え、前工程のダイシング（切断）、及び後工程のテーピング（封止）などの設備を増強することで、検査受注機会の増加と付加価値向上を計画しております。

⑤ その他

上記のほか、公開買付者及び対象者は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負っております。

(ii) 覚書

公開買付者は、対象者の代表取締役である江島氏との間で、対象者の経営基盤の安定及び財務体質の改善を目的として、平成24年4月9日に、大要以下の内容を定める覚書（以下「本覚書」といいます。）を締結しております。

① 江島氏の本件全体取引への協力

- ・ 江島氏は、本公開買付けの実施後において、公開買付者が要請した場合、本スクイーズアウト手続を実施することに協力する。
- ・ 江島氏は、本件全体取引の円滑な実現のために、公開買付者が要請する協力（対象者の取締役会が、(i) 本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨及び(ii) 対象者の保有する自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の決議が可決されるよう、適用法令上許容される範囲内で協力すること、対象者の株主に対する本公開買付けへの応募の要請を含む。）を行う。
- ・ 江島氏は、対象者の株主総会において議決権を有する場合、当該株主総会において、公開買付者の意向に従い当該議決権を行使する。

② 本公開買付けへの不応募等

- ・ 江島氏は、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しない。
- ・ 江島氏は、直接又は間接に、第三者との間で、本件全体取引と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を一切行わず、第三者からかかる行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに公開買付者に対しその事実及び内容を通知する。

③ その他

上記のほか、公開買付者及び江島氏は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負っております。

(4) 買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者は、本公開買付けの実施を内容に含む本出資契約を締結するにあたり、対象者の代表取締役であり、対象者の総株主の議決権（対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）の18.72%を保有する江島氏との間で、本覚書を締結し、本件全体取引について協力して行うこと、本公開買付けへの不応募等を約しており、また、本第三者割当増資の結果、対象者の総株主の議決権の33.52%を有する筆頭株主となっております。このような状況から、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けを含む本件全体取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避等の観点から、本公開買付けを含む本件全体取引の公正性を担保するための以下の措置を実施しました。

① 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本出資契約を締結する時点において、対象者が非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないこともあり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるTKAOに、本第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです（なお、TKAOは、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）によって対象者の株式

価値の算定を行い、対象者はTKAOから平成24年3月28日付で本株式価値算定報告書を取得しているとのことです。

なお、対象者は、TKAOから普通株式価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）により、対象者株式の価値を1株当たり1,460,855円と算定しているとのことです。なお、TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による評価額を対象者の株価としたうえで、参考株価としてマーケット・アプローチ（PER倍率法とEBITDA比較法）の評価額を提示しているとのことです。PER倍率法では、比較対象企業の平成23年5月から平成23年10月の平均株価を、平成23年10月31日直前の会社四季報の記載に基づいた1株当たり予想当期純利益で除してPERを算出し、対象者の1株当たり予想当期純利益に当該PERを乗じることにより、対象者株式の1株当たりの価値を算出しております。また、EBITDA比較法では、比較対象企業のEBITDA倍率（事業価値を、減価償却費及び支払利息控除前の利益の和で除したもの）を算出し、対象者のEBITDAに上記倍率を乗じることにより、対象者株式の1株当たりの価値を算出しているとのことです。これらの手法により算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値はそれぞれ、PER倍率法で1,451,738円、EBITDA比較法で1,997,423円であるとのことです。

対象者プレスリリースによれば、TKAOがディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による算定を行った理由は以下のとおりとのことです。

- 事業継続を前提とした株式価値評価であるため、会社の将来の収益力をより正確に評価額に反映する必要があります。ここで再調達価格又は清算価格等を算出するコスト・アプローチでは、会社の将来の収益力を正確に反映することは難しいといえます。そのため将来の収益予測に基づくインカム・アプローチや、会社の収益力等を類似会社の株価と比較して評価するマーケット・アプローチに基づくことが妥当と考えられます。しかしながら、マーケット・アプローチを積極的に採用できるほど対象者と類似する企業を発見することができなかったこと、またインカム・アプローチによると対象者固有の状況（事業を行うにあたり多額の運転資金が必要であること等）をより評価に反映することができるのと理由からインカム・アプローチを採用しております。

対象者プレスリリースによれば、TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法での評価にあたり、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等を前提に将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値及び株式価値の総額を算出したとのことです。当該株式価値の総額を、対象者の当該時点における議決権を有する株式数で除して算定した普通株式1株当たりの価値を1,460,855円と評価しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの対象者の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考えているとのことです。

② 対象者における独立した第三者への諮問

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに先立つ本第三者割当増資において、対象者の議決権の個数で算定した希薄化率が50.4%となること、本第三者割当増資の後に公開買付けにより本公開買付けが予定されており、かつ、かかる本公開買付けにおいて本自己株式処分が行われ、さらにその後、公開買付けが江島氏の保有する株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことも想定されたことから、本出資契約の締結に際して、対象者は、経営者から独立した第三者として東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士の2名から、本第三者割当増資及び本自己株式処分の必要性及び相当性に関する客観的な意見を平成24年4月5日付で書面により入手しているとのことです。また、平成24年4月5日付の両氏からの意見の取得時から一定の時間が経過したことから、本公開買付けに際して、両氏から、書面により、平成24年8月22日付で、本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見をあらためて入手するとともに、本公開買付けへの賛同の是非及び本公開買付け価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手したとのことです。なお、両氏と対象者の間には、出資関係、人事関係、資金関係の契約及び顧問契約を締結した事実はなく、両氏は、対象者から完全に独立した第三者であるとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本自己株式処分の必要性及び相当性、本公開買付けへの賛同の是非、本公開買付け価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性についての両氏からの書面による回答の概要は、

対象者における本自己株式処分はその必要性及び相当性が認められ、本公開買付けへの賛同は妥当であり、本公開買付け価格は相当であると認められ、本公開買付け実施後にスクイーズアウトが実施される場合においても、その必要性及び相当性が認められると判断できる、というものであるとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、その意見の根拠の概要は、以下のとおりとのことです。

1) 本自己株式処分について

- 世界の潮流として、スマートフォンシェアの拡大、タブレット端末市場の拡大が顕著となってきている。対象者の海外取引先においても、大型液晶パネルの減産、中小型パネルの増産方針が明確となっていること、有機ELに関する拡大方針が現時点で明確な取引先は韓国勢を含む数社ではあるが、台湾・中国・日本のメーカーも有機ELへの投資計画を実行することが予定されている。そのような事業環境の中で、対象者の収益環境を改善し確固たる収益基盤を構築するためには、対象者が目指している、海外展開、高性能の中小型パネル用の検査装置への経営資源の投入などの事業展開と事業計画の実行及びそのための事業インフラ投資が必要な状況に変化はないものと判断している。従って、明確な資金需要が認められる。
- 本自己株式処分は、一定の希薄化をもたらすものの、対象者が直面する事業環境の中で企業価値を維持し、かつ、構造転換による将来の企業価値の向上を目指して本自己株式処分が行われる限り、その相当性が認められると考えられる。なお、本自己株式処分における発行価格として、1株2,000,000円は後述するように合理的価格である。

2) 本公開買付けへの賛同の是非及び本スクイーズアウト手続について

- 第三者算定機関であるTKAOが算定した対象者の普通株式1株当たり価値の算定基準日である平成23年10月31日から東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士による意見書の発行日である8月22日までに、事業インフラ投資が行われた、研究開発が成功した、もしくは、長期大型受注を獲得した、あるいは、あらたな取引先が獲得できたなど、対象者の企業価値に変動をもたらすと考えられる重要な経済取引が発生していないこと、また、両氏が、第三者算定機関であるTKAOが算定をした平成23年10月31日時点の対象者の普通株式1株当たりの価値から、平成24年4月期における対象者の財務諸表及び平成23年10月31日から対象者の期末日である平成24年4月末日（4月27日が最終営業日）までの株式市場等の各種マーケットデータの変動を加味して、平成24年4月27日における対象者の普通株式1株当たりの価値の変動状況を検証したところ、その結果の平均値は1株当たり1,450,709円である。
- 本公開買付けは、従来から対象者経営陣が経営課題として株主に公言している株式売却機会の提供であり、かつ、本公開買付け価格である1株2,000,000円は、両氏が検証をした結果の平均値である1株当たり1,450,709円と比較しても、既存株主にとっても不合理な価格ではないと判断できることから、対象者が、本公開買付けに賛同し、対象者株主に応募を推奨することには相当性が認められる。
- 本公開買付け応募状況によっては、スクイーズアウトが実施される予定であることは、平成24年4月9日付の有価証券届出書に既に開示されている。公開買付者は投資効率をより最適なものとするためにスクイーズアウトを実施するものと考えられ、その方法論は、法律上の制度により適法に実施されることが予定されており、相当と認められる。

③ 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の対象者の取締役会的意思決定に関しては、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーである松尾総合法律事務所より本公開買付けの諸手続を含む取締役会的意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに従うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しているとのことです。そして、対象者の保有する自己株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することが対象者の企業価値の向上に繋がるものかどうかという点につき、同事務所からの法的助言を踏まえて、慎重に検討しているとのことです。

④ 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の対象者の取締役会に

において、上記独立した第三者及び松尾総合法律事務所の意見を踏まえ、平成24年4月9日開催の対象者取締役会における第三者割当及び株式公開買付けに関する出資契約の締結についての討議同様、対象者の保有する自己株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することについて協議したとのことです。その結果、対象者は、(i) 対象者の現在の状況に鑑みて、対象者の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後対象者を中長期的に発展させるためには、対象者の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、(ii) 上記「(2) 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針」①「本公開買付けを実施するに至った背景及び目的」に記載のとおり対象者が上場廃止となったことで換金機会が制約されている対象者の株主に換金機会を提供する必要があるところ、第三者算定機関であるTKA0より本第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた本株式会社価値算定報告書（なお、TKA0は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。）も参考に、本出資契約に定める本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は対象者の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けは今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件は妥当であり対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く対象者取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、公開買付者が提案する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、対象者は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であり、対象者が対象者の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考え、対象者の保有する自己株式（198株）を本公開買付けに応募することも決議したとのことです。また、塚本稔氏を除く対象者監査役1名が上記の取締役会に参加し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である江島氏は、上記「(3) 本公開買付けに関する重要な合意等 (ii) 覚書」に記載のとおり、江島氏が、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、対象者の株主総会において公開買付者の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書を締結していることから、また、対象者の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役員を兼任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

⑤ 公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、本公開買付けにおける買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していること等から、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付け価格の適正性を担保することを企図しております。

(5) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

上記「(1) 公開買付者及び本公開買付けの概要」記載のとおり、公開買付者は、本公開買付けにおいて江島氏の保有する株式を除く対象者の発行済株式全てを取得できなかった場合には、本公開買付け成立後に、公開買付者が、江島氏の保有する株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことを予定しております。

具体的には、本公開買付けが成立した後に、公開買付者は、①対象者において普通株式とは別の種類の株式を発行

できる旨の定款変更を行うことにより、対象者を会社法の規定する種類株式発行会社とすること、②上記①による変更後の対象者の定款の一部を追加変更して、対象者の発行する全ての普通株式に全部取得条項（会社法第108条第1項第7号に規定する事項についての定めをいいます。以下同じ。）を付す旨の定款変更を行うこと、及び③対象者の当該全部取得条項が付された普通株式の全部取得と引き換えに別個の種類の対象者株式を交付すること、以上①乃至③を付議議案に含む臨時株主総会、並びに②の定款一部変更を付議議案に含む対象者の普通株主による種類株主総会の開催を対象者に要請する予定です。なお、公開買付者は、上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記各議案に賛成する予定です。上記の臨時株主総会及び種類株主総会は、本日現在、平成24年11月下旬から12月上旬頃に開催することを想定しております。

上記の臨時株主総会及び種類株主総会において上記議案が承認され、上記の各手続が実行された場合には、対象者の発行する全ての普通株式は全部取得条項が付されたうえで、全て対象者に取得されることとなり、対象者の株主には当該取得の対価として対象者の別個の種類株式が交付されることとなりますが、交付されるべき当該対象者株式の数が1株に満たない端数となる株主に対しては、法令の手続に従い、当該端数の合計数（合計した数に端数がある場合には当該端数は切り捨てられます。）に相当する当該対象者株式を売却すること等によって得られる金銭が交付されることとなります。なお、当該端数の合計数に相当する当該対象者株式の売却の結果当該株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算出したうえで、裁判所に対して任意売却許可の申立てを行う予定です。

また、全部取得条項が付された普通株式の取得の対価として交付する対象者株式の種類及び数は、本日現在未定であります。本公開買付けに応募されなかった対象者の株主（但し、公開買付者及び江島氏を除きます。）に対して交付する対象者株式の数が1株に満たない端数となるよう決定される予定です。

上記各手続に関連する少数株主の権利保護を目的とした会社法上の規定として、上記③の全部取得条項が付された株式の全部取得が株主総会において決議された場合には、会社法第172条その他の関係法令の定めに従って、株主は当該株式の取得価額の決定の申立てを行うことができる旨が定められております。この方法により取得される普通株式1株当たりの取得価格は、最終的には裁判所が判断することとなります。上記のほか、上記②の普通株式に全部取得条項を付す旨の定款変更を行うに際しては、会社法第116条及び第117条その他の関連法令の定めに従って、株主はその有する株式の買取請求を行うことができる旨が定められておりますが、この方法については、上記③の株主総会決議に基づき普通株式の全部取得が効力を生じ、株主が当該普通株式を失った場合には、会社法第117条第2項に定める買取価格決定の申立ての適格を欠くと判断される可能性があります。

なお、本公開買付けは、上記の臨時株主総会及び種類株主総会における対象者の株主の賛同を勧誘するものではありません。また、上記①乃至③の手続については、関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の公開買付者の株券等所有割合又は公開買付者以外の対象者の株主の対象者株式の所有状況等によっては、それと同等の効果を有する他の方法を実施する可能性があります。但し、その場合でも、公開買付者及び江島氏以外の対象者の株主に対しては、最終的に金銭を交付する方法により、公開買付者及び江島氏が対象者の発行済株式の全てを保有するようにすることを予定しており、この場合において公開買付者及び江島氏以外の株主に交付される金銭の額については、本公開買付価格に、当該株主が所有していた対象者株式の数を乗じた価格と同一となるよう算出する予定です。以上の場合における具体的な手続については、対象者と協議のうえ、決定次第速やかに開示いたします。

2. 買付け等の概要

(1) 対象者の概要

① 名 称	オー・エイチ・ティー株式会社	
② 所 在 地	広島県福山市神辺町字西中条 1118 番地の 1	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 江島 貴志	
④ 事 業 内 容	各種電気検査装置の企画・開発・製造・販売	
⑤ 資 本 金	420 百万円	
⑥ 設 立 年 月 日	平成 6 年 6 月 15 日	
⑦ 大株主及び持株比率 (平成 24 年 4 月 30 日現在)	H I F - A 投資事業組合 (公開買付者)	21.58%
	江島 貴志	12.05%
	秋元 利規	5.40%
	佐藤 伸介	2.88%
	前田 正治	1.80%
	越部 陽一郎	1.80%
	平松 裕将	1.80%
	滝川 好夫	1.26%
	鶴見 達也	1.26%
	有限会社鹿島代行	1.26%
⑧ 買付者と対象者の関係		
資 本 関 係	公開買付者は、本日現在、対象者普通株式 120 株 (対象者の第 18 期有価証券報告書 (平成 24 年 7 月 31 日提出) に記載された平成 24 年 4 月 30 日現在の対象者の発行済株式総数 (556 株) に対する所有割合 21.58% (小数点以下第三位を四捨五入) を保有しております。	
人 的 関 係	公開買付者は対象者に対して、本日現在取締役 2 名及び監査役 1 名を派遣しております。	
取 引 関 係	公開買付者は対象者に対して、業務執行のモニタリングや事業戦略実行、経営管理の強化及び海外展開などを支援しています。	
関 連 当 事 者 へ の 該 当 状 況	公開買付者は対象者の主要株主であることから、対象者の関連当事者に該当しません。	

(2) 日程等

① 日程

公 開 買 付 開 始 決 定 日	平成 24 年 8 月 29 日 (水曜日)
公 開 買 付 開 始 公 告 日	平成 24 年 8 月 30 日 (木曜日)
公 告 掲 載 新 聞 名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載いたします。 (電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/)
公 開 買 付 届 出 書 提 出 日	平成 24 年 8 月 30 日 (木曜日)

② 届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 8 月 30 日 (木曜日) から平成 24 年 10 月 15 日 (月曜日) まで (31 営業日)

③ 対象者の請求に基づく延長の可能性

該当事項はありません。

(3) 買付け等の価格 普通株式 1 株につき金 2,000,000 円

(4) 買付け等の価格の算定根拠等

① 算定の基礎

公開買付者は、本公開買付価格の算定にあたっては、対象者の財務状況、事業の将来収益性、上場廃止以降の対象者の自己株式の取得取引及び株主間の売買取引株価、本公開買付けの見通し、支配権の異動に伴うプレミアム等を総合的に勘案したうえで、対象者との間で複数回にわたり協議・交渉を行いました。その結果、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を、平成24年4月27日に対象者の実施した本第三者割当増資により取得した対象者普通株式の発行価格と同額の1株につき2,000,000円とすることに平成24年4月9日に合意し、当該合意に従い本公開買付価格を決定しております。なお、本第三者割当増資と本公開買付けは、本出資契約に基づく一連の取引であるため、公開買付者と対象者は、本第三者割当増資における発行価格を、本公開買付けを考慮しあらかじめ公開買付けの際に付与されるプレミアムを含んだ価格とすることとしております。

なお、対象者は、本公開買付けの賛同意見表明に際して、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの対象者の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考え、第三者算定機関の株式価値算定書は取得していないとのことです。また、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際しては、対象者の財務情報等の資料に基づき公開買付者は自ら対象者の株式価値を検討し、かかる検討結果により本公開買付価格を決定しようと判断したため、第三者算定機関の株式価値算定書等は取得しておりません。

② 算定の経緯

(買付価格の決定に至る経緯)

対象者は、平成23年8月頃から、広島県が100%出資しているひろしまイノベーション推進機構が運用しているファンドの支援を受けることで設備投資資金や海外展開のための資金調達が可能になるとともに、かかるファンドが株主となることにより信用力の回復も合わせて行われるものと期待し、ひろしまイノベーション推進機構に審査を申し込み、その後、ひろしまイノベーション推進機構及び対象者は、数か月の協議・検討を行って参りました。

その結果、ひろしまイノベーション推進機構は、広島県のグローバル・ニッチ企業である対象者の更なる成長と革新性ある事業展開を後押しすることが、県経済の発展にとって有用であるとの認識に至りました。また、ひろしまイノベーション推進機構及び対象者は、対象者の現在の状況に鑑みて、今後対象者を中長期的に発展させるためには、対象者の株主を限定したうえで短期的な業績変動に左右されず機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、対象者の上場廃止後、対象者の株主に対する対象者株式の換金機会が制約されているため、換金機会を提供する必要があることもあわせ考えた結果、平成24年4月9日に、本ファンドが、公開買付者を通じ、本第三者割当増資及び本公開買付けを含む本件全体取引を順次実行することにより、対象者に対する支援を行うことを決定しました。そして、同日、公開買付者及び対象者は、本出資契約を締結しております。

その後、かかる本件全体取引のステップ1の取引として、公開買付者は、本第三者割当増資により、対象者の普通株式120株（所有割合：21.58%、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）に対する割合：33.52%）を引き受け、対象者の筆頭株主となっております。

そして、今般、公開買付者は、本件全体取引のステップ2の取引として、平成24年8月29日に、江島氏の保有する株式（67株、所有割合：12.05%）を除く対象者の発行済株式全てを取得する目的で、本公開買付けを実施することを決定いたしました。

また、本公開買付価格の算定にあたっては、対象者の財務状況、事業の将来収益性、上場廃止以降の自己株式の取得取引及び株主間の売買取引株価、本公開買付けの見通し、支配権の異動に伴うプレミアム等を総合的に勘案したうえで、対象者との間で複数回にわたり協議・交渉を行いました。その結果、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格を、平成24年4月27日に対象者の実施した本第三者割当増資により取得した対象者普通株式の発行価格と同額の1株につき2,000,000円とすることに、平成24年4月9日に合意し、当該合意に従い本公開買付価格を決定しております。なお、対象者は、本公開買付けの賛同意見表明に際して、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの対象者の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考え、第三者算定機関の株式価値算定書は取得していないとの

ことです。また、公開買付者は、本公開買付価格の決定に際しては、対象者の財務情報等の資料に基づき公開買付者は自ら対象者の株式価値を検討し、かかる検討結果により本公開買付価格を決定しうると判断したため、第三者算定機関の株式価値算定書等は取得していません。

(買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置)

公開買付者は、本公開買付けの実施を内容に含む本出資契約を締結するにあたり、対象者の代表取締役であり、対象者の総株主の議決権（対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数（358個）の18.72%を保有する江島氏との間で、本覚書を締結し、本件全体取引について協力して行うこと、本公開買付けへの不応募等を約しており、また、本第三者割当増資の結果、対象者の総株主の議決権の33.52%を有する筆頭株主となっております。このような状況から、公開買付者及び対象者は、本公開買付価格の公正性の担保、本公開買付けを含む本件全体取引の実施を決定するに至る意思決定の過程における恣意性の排除、及び利益相反の回避等の観点から、本公開買付けを含む本件全体取引の公正性を担保するための以下の措置を実施しました。

i 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本出資契約を締結する時点において、対象者が非上場会社であり、参考とすべき市場株価が存在しないこともあり、対象者及び公開買付者から独立した第三者算定機関であるTKAOに、本第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため、対象者の株式価値の算定を依頼したとのことです（なお、TKAOは、公開買付者の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。）。TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）によって対象者の株式価値の算定を行い、対象者はTKAOから平成24年3月28日付で本株式価値算定報告書を取得しているとのことです。

なお、対象者は、TKAOから普通株式価格の公正性に関する意見（フェアネス・オピニオン）は取得していないとのことです。

対象者プレスリリースによれば、TKAOは、インカム・アプローチ（ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法）により、対象者株式の価値を1株当たり1,460,855円と算定しているとのことです。なお、TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による評価額を対象者の株価としたうえで、参考株価としてマーケット・アプローチ（PER倍率法とEBITDA比較法）の評価額を提示しているとのことです。PER倍率法では、比較対象企業の平成23年5月から平成23年10月の平均株価を、平成23年10月31日直前の会社四季報の記載に基づいた1株当たり予想当期純利益で除してPERを算出し、対象者の1株当たり予想当期純利益に当該PERを乗じることにより、対象者株式の1株当たりの価値を算出しております。また、EBITDA比較法では、比較対象企業のEBITDA倍率（事業価値を、減価償却費及び支払利息控除前の利益の和で除したものを）を算出し、対象者のEBITDAに上記倍率を乗じることにより、対象者株式の1株当たりの価値を算出しているとのことです。これらの手法により算定された対象者の普通株式1株当たりの株式価値はそれぞれ、PER倍率法で1,451,738円、EBITDA比較法で1,997,423円であるとのことです。

対象者プレスリリースによれば、TKAOがディスカунティッド・キャッシュ・フロー法による算定を行った理由は以下のとおりとのことです。

- 事業継続を前提とした株式価値評価であるため、会社の将来の収益力をより正確に評価額に反映する必要があります。ここで再調達価格又は清算価格等を算出するコスト・アプローチでは、会社の将来の収益力を正確に反映することは難しいといえます。そのため将来の収益予測に基づくインカム・アプローチや、会社の収益力等を類似会社の株価と比較して評価するマーケット・アプローチに基づくことが妥当と考えられます。しかしながら、マーケット・アプローチを積極的に採用できるほど対象者と類似する企業を発見することができなかったこと、またインカム・アプローチによると対象者固有の状況（事業を行うにあたり多額の運転資金が必要であること等）をより評価に反映することができるとの理由からインカム・アプローチを採用しております。

対象者プレスリリースによれば、TKAOは、ディスカунティッド・キャッシュ・フロー法での評価にあたり、対象者の事業計画、直近までの業績の動向等を前提に将来キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引い

て企業価値及び株式価値の総額を算出したとのことです。当該株式価値の総額を、対象者の当該時点における議決権を有する株式数で除して算定した普通株式1株当たりの価値を1,460,855円と評価しているとのことです。

対象者プレスリリースによれば、対象者取締役会は、本出資契約の締結時から平成24年8月29日までの対象者の事業の状況を勘案しても、本株式価値算定報告書の内容に影響を与える前提事実の変更はなく、本株式価値算定報告書の内容は引き続き有効であると考えているとのことです。

ii 対象者における独立した第三者への諮問

対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに先立つ本第三者割当増資において、対象者の議決権の個数で算定した希薄化率が50.4%となること、本第三者割当増資の後に公開買付者により本公開買付けが予定されており、かつ、かかる本公開買付けにおいて本自己株式処分が行われ、さらにその後、公開買付者が江島氏の保有する株式を除く対象者の発行済株式の全てを取得するための手続を行うことも想定されたことから、本出資契約の締結に際して、対象者は、経営者から独立した第三者として東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士の2名から、本第三者割当増資及び本自己株式処分の必要性及び相当性に関する客観的な意見を平成24年4月5日付で書面により入手しているとのことです。また、平成24年4月5日付の両氏からの意見の取得時から一定の時間が経過したことから、本公開買付けに際して、両氏から、書面により、平成24年8月22日付で、本自己株式処分の必要性及び相当性に関する意見をあらためて入手するとともに、本公開買付けへの賛同の是非及び本公開買付け価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性に関する客観的な意見を入手したとのことです。なお、両氏と対象者の間には、出資関係、人事関係、資金関係の契約及び顧問契約を締結した事実はなく、両氏は、対象者から完全に独立した第三者であるとのことです。

対象者プレスリリースによれば、本自己株式処分の必要性及び相当性、本公開買付けへの賛同の是非、本公開買付け価格の相当性並びに本スクイーズアウト手続の必要性及び相当性についての両氏からの書面による回答の概要は、対象者における本自己株式処分はその必要性及び相当性が認められ、本公開買付けへの賛同は妥当であり、本公開買付け価格は相当であると認められ、本公開買付け実施後にスクイーズアウトが実施される場合においても、その必要性及び相当性が認められると判断できる、というものであるとのことです。

また、対象者プレスリリースによれば、その意見の根拠の概要は、以下のとおりとのことです。

1) 本自己株式処分について

- 世界の潮流として、スマートフォンシェアの拡大、タブレット端末市場の拡大が顕著となってきた。対象者の海外取引先においても、大型液晶パネルの減産、中小型パネルの増産方針が明確となっていること、有機ELに関する拡大方針が現時点で明確な取引先は韓国勢を含む数社ではあるが、台湾・中国・日本のメーカーも有機ELへの投資計画を実行することが予定されている。そのような事業環境の中で、対象者の収益環境を改善し確固たる収益基盤を構築するためには、対象者が目指している、海外展開、高性能の中小型パネル用の検査装置への経営資源の投入などの事業展開と事業計画の実行及びそのための事業インフラ投資が必要な状況に変化はないものと判断している。従って、明確な資金需要が認められる。
- 本自己株式処分は、一定の希薄化をもたらすものの、対象者が直面する事業環境の中で企業価値を維持し、かつ、構造転換による将来の企業価値の向上を目指して本自己株式処分が行われる限り、その相当性が認められると考えられる。なお、本自己株式処分における発行価格として、1株2,000,000円は後述するように合理的価格である。

2) 本公開買付けへの賛同の是非及び本スクイーズアウト手続について

- 第三者算定機関であるTKAOが算定した対象者の普通株式1株当たり価値の算定基準日である平成23年10月31日から東京虎ノ門法律事務所の遠藤輝好弁護士及び杉村公認会計士事務所の杉村和則公認会計士による意見書の発行日である8月22日までに、事業インフラ投資が行われた、研究開発が成功した、もしくは、長期大型受注を獲得した、あるいは、あらたな取引先が獲得できたなど、対象者の企業価値に変動をもたらすと考えられる重要な経済取引が発生していないこと、また、両氏が、第三者算定機関であるTKAOが算定をした平成23年10月31日時点の対象者の普通株式1株当たりの価値から、平成24年4月期における対象者の財務諸表及び平成23年10月31日から対象者の期末日である平成24年4月末日（4月27日が最終営業日）までの株式市場等の各種マー

ケットデータの変動を加味して、平成24年4月27日における対象者の普通株式1株当たりの価値の変動状況を検証したところ、その結果の平均値は1株当たり1,450,709円である。

- 本公開買付けは、従来から対象者経営陣が経営課題として株主に公言している株式売却機会の提供であり、かつ、本公開買付価格である1株2,000,000円は、両氏が検証をした結果の平均値である1株当たり1,450,709円と比較しても、既存株主にとっても不合理な価格ではないと判断できることから、対象者が、本公開買付けに賛同し、対象者株主に応募を推奨することには相当性が認められる。
- 本公開買付け応募状況によっては、スクイーズアウトが実施される予定であることは、平成24年4月9日付の有価証券届出書に既に開示されている。公開買付者は投資効率をより最適なものとするためにスクイーズアウトを実施するものと考えられ、その方法論は、法律上の制度により適法に実施されることが予定されており、相当と認められる。

iii 対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の対象者の取締役会的意思決定に関しては、公開買付者及び対象者とは独立したリーガル・アドバイザーである松尾総合法律事務所より本公開買付けの諸手続を含む取締役会的意思決定の方法・過程等について法的助言を受け、それに従うことにより、意思決定過程における透明性・合理性を確保しているとのことです。そして、対象者の保有する自己株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することが対象者の企業価値の向上に繋がるものかどうかという点につき、同事務所からの法的助言を踏まえて、慎重に検討しているとのことです。

iv 対象者における利害関係を有しない取締役及び監査役全員の承認

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の対象者の取締役会において、上記独立した第三者及び松尾総合法律事務所の意見を踏まえ、平成24年4月9日開催の対象者取締役会における第三者割当及び株式公開買付けに関する出資契約の締結についての討議同様、対象者の保有する自己株式を本公開買付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することについて協議したとのことです。その結果、対象者は、(i)対象者の現在の状況に鑑みて、対象者の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後対象者を中長期的に発展させるためには、対象者の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、(ii)対象者が上場廃止となったことで換金機会が制約されている対象者の株主に換金機会を提供する必要があるところ、第三者算定機関であるTKAOより本第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた本株式価値算定報告書（なお、TKAOは、公開買付者の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。）も参考に、本出資契約に定める本公開買付価格その他の本公開買付けの諸条件は対象者の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けは今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件は妥当であり対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く対象者取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、公開買付者が提案する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、対象者は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であり、対象者が対象者の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考え、対象者の保有する自己株式（198株）を本公開買付けに応募することも決議をしたとのことです。また、塚本稔氏を除く対象者監査役1名が上記の取締役会に参加し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である江島氏は、江島氏が、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、対象者の株主総会におい

て公開買付者の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書を締結していることから、また、対象者の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役職員を兼任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役職員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

v 公開買付者における価格の適正性を担保する客観的状況の確保

公開買付者は、公開買付期間について、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、31営業日としております。このように、公開買付者は、公開買付期間を比較的長期に設定していること等から、対象者の株主の皆様において、本公開買付けに対する応募について適切な判断の時間と機会を確保することを可能にするとともに、公開買付者以外の方が対抗的な買付け等を行う機会を確保し、もって、本公開買付価格の適正性を担保することを企図しております。

③ 算定機関との関係

該当事項はありません。

(5) 買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
369 (株)	198 (株)	— (株)

(注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(198株)に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限(198株)以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(注2) 買付予定数の下限は、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された、対象者が平成24年4月30日現在保有する自己株式数と同数の株式数です(なお、対象者によれば、平成24年8月29日現在まで対象者が保有する自己株式数に変動はないとのことです。)。なお、対象者は、平成24年8月29日に開催された取締役会において、対象者の保有する自己株式198株(平成24年8月29日現在)全てについて、本公開買付けに応募する旨の決議をしております。

(注3) 本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数(以下「最大買付数」といいます。)は、436株となります。これは、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の対象者の発行済株式総数(556株)から、本日現在において公開買付者が保有する対象者株式の数(120株)を控除した株式数です。なお、公開買付者は、江島氏との間で本覚書を締結し、江島氏が保有する対象者株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しないことを約しており、公開買付者はかかる要請を行わないことを決定していることから、上記「買付予定数」の欄には、最大買付数(436株)から江島氏保有の対象者株式の数(67株)を控除した株式数を記載しております。

(6) 買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	120 個	(買付け等前における株券等所有割合 21.58%)
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	77 個	(買付け等前における株券等所有割合 13.85%)
買付予定の株券等に 係る議決権等の数	369 個	(買付け等後における株券等所有割合 100.00%)

対象者の総株主等の議決権の数	358 個
----------------	-------

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数の株券等 (369株) に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数」は、各特別関係者が保有する株券等 (但し、特別関係者である対象者が保有する自己株式は除きます。) に係る議決権の数の合計を記載しております。なお、江島氏保有の株券等 (67株) を除く特別関係者が保有する株券等も本公開買付けの対象としているため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、江島氏保有の株券等に係る議決権の数 (67個) のみを分子に加算しております。

(注3) 「対象者の総株主等の議決権の数」は、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の総株主の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては、対象者の保有する自己株式も買付けの対象とされているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成24年7月31日に提出した第18期有価証券報告書に記載された平成24年4月30日現在の対象者の保有する自己株式 (198株) 分の議決権を加算した議決権の数 (556個) を分母としております。

(注4) 「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」は、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(7) 買付代金 738 百万円

(注) 「買付代金」は、本公開買付けの買付予定数 (369株) に本公開買付価格 (2,000,000円) を乗じた金額です。なお、最大買付数 (436株) を買い付けた場合の買付代金は872百万円となります。

(8) 決済の方法

① 買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地
SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

② 決済の開始日 平成24年10月22日 (月曜日)

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買い付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人から応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

後記「(9) その他買付け等の条件及び方法」の「① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買い付けないこととなった場合には、決済の開始日 (本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日) 以降速やかに、返還することが必要な応募に際して提出された書類を応募株主等 (外国人株主等の場合にはその常任代理人) に郵送又は交付します。

(9) その他買付け等の条件及び方法

① 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限 (198株) に満たないときは、応募株券等の全部の買付け等を行いません。

応募株券等の総数が買付予定数の下限（198株）以上のときは、応募株券等の全部の買付け等を行います。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令(昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。)第14条第1項第1号イ乃至チ及びワ乃至ソ、第3号イ乃至ト及びヌ、第5号並びに同条第2項第3号乃至第6号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

但し、令第14条第1項第3号ヌについては、同号イ乃至リまでに掲げる事実に基づき、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難である場合は、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。)第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が株式分割その他の令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げが行われた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付条件等により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。

契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の15時30分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間又は有価証券お取扱い時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号

(その他のSMB C日興証券株式会社国内各営業店)

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払を応募株主等に請求しません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。解除を申し出られた場合には、応募株券等は手続終了後速やかに前記「(8) 決済の方法」の「④ 株券等の返還方法」に記載の方法により返還します。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第27条の6第1項及び令第13条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、法第27条の8第11項但書に規定する場合を除き、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦ 公開買付けの結果の開示の方法

公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

⑧ その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）を利用して行われるものではなく、米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国において若しくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の表明及び保証を行うことを要求されることがあります。

応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても米国に所在していないこと、応募株主等が本公開買付けに関するいかなる情報又は書類（その写しも含みます。）も、直接間接を問わず、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、本公開買付け若しくは応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（ファクシミリ、電子メール、インターネット通信、テレックス、電話を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を利用していないこと、及び、米国における本人のための、裁量権を持たない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該本人が本公開買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日 平成24年8月30日（木曜日）

(11) 公開買付代理人 SMBC日興証券株式会社

3. 公開買付け後の方針等及び今後の見通し

本公開買付け後の方針及び今後の見通しについては、前記「1. 買付け等の目的等」をご参照ください。

4. その他

(1) 公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 対象者取締役会における決議内容

対象者プレスリリースによれば、対象者は、本公開買付けに関する平成24年8月29日開催の取締役会において、上記独立した第三者及び松尾総合法律事務所の意見を踏まえ、平成24年4月9日開催の対象者取締役会における第三者割当及び株式公開買付けに関する出資契約の締結についての討議同様、対象者の保有する自己株式を本公開買

付けに応募し、本公開買付けに賛同し、また、本公開買付けへの応募を推奨することについて協議したとのことで、その結果、対象者は、(i) 対象者の現在の状況に鑑みて、対象者の経営基盤を安定化させ、その財務体質を改善し、今後対象者を中長期的に発展させるためには、対象者の株主を限定したうえで、短期的な業績変動に左右されず、機動的かつ柔軟な経営戦略の実現が可能となるように資本構成を是正することが最善の方策であると考え、また、(ii) 下記「(4) 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的並びに本公開買付け後の経営方針 ① 本公開買付けを実施するに至った背景及び目的」に記載のとおり対象者が上場廃止となったことで換金機会が制約されている対象者の株主に換金機会を提供する必要があるところ、第三者算定機関であるTKA0より本第三者割当増資における発行価格の妥当性の検討の参考とするため提出を受けた本株式価値算定報告書（なお、TKA0は、公開買付者の関連当事者には該当せず、本件全体取引に関して重要な利害関係を有しません。）も参考に、本出資契約に定める本公開買付け価格その他の本公開買付けの諸条件は対象者の株主に対して合理的な換金機会を提供するものであると判断したため、本公開買付けは今後の対象者の更なる成長・発展と持続的な企業価値の向上に資するものであり、また本公開買付けの諸条件は妥当であり対象者の株主の皆様に対して合理的な価格による対象者株式の売却機会を提供するものであると判断し、平成24年8月29日開催の取締役会決議において、江島氏、山下尊弘氏及び高橋信之氏を除く対象者取締役3名全員が審議及び決議に参加し、その全員の賛成により、公開買付者が提案する本公開買付けに賛同の意見を表明するとともに、対象者の株主に対し本公開買付けへの応募を推奨する旨を決議したとのことです。また、対象者は、海外生産拠点における設備投資や海外営業拠点の機能拡充のための資金及び高性能中小型パネルへの収益構造の転換並びに中国市場における安定的収益獲得のための研究開発投資資金の確保が必要であり、対象者が対象者の保有する自己株式全て（198株）を本公開買付けに応募することが、確実に資金調達できる最善の方法であると考え、対象者の保有する自己株式（198株）を本公開買付けに応募することも決議したとのことです。また、塚本稔氏を除く対象者監査役1名が上記の取締役会に参加し、対象者の取締役会が上記決議を行うことにつき異議がない旨の意見を述べているとのことです。

なお、対象者取締役のうち、対象者の代表取締役である江島氏は、上記「1. 買付け等の目的等 (3) 本公開買付けに関する重要な合意等 (ii) 覚書」に記載のとおり、江島氏が、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り本公開買付けに応募しないことや、対象者の株主総会において公開買付者の意向に従い議決権を行使すること等を内容とする本覚書を締結していることから、また、対象者の取締役である山下尊弘氏及び高橋信之氏は、ひろしまイノベーション推進機構の代表取締役及び役職員を兼任していることから、それぞれ本公開買付けに関し特別の利害関係を有するおそれがあると判断し、かかる取締役会の審議及び決議には参加しておらず、対象者の立場において公開買付者との協議及び交渉にも参加していないとのことです。また、対象者の監査役である塚本稔氏は、ひろしまイノベーション推進機構の役職員を兼任していることから、利益相反回避の見地から、上記取締役会の審議及び決議には参加していないとのことです。

(2) 公開買付者と対象者との間の合意の有無及び内容

公開買付者と対象者は、平成24年4月9日に、公開買付者による対象者への出資及び本公開買付けの実施によって、対象者の経営基盤の安定化及び財務体質の改善を図り、更なる発展・成長・企業価値の向上を実現することを目的として、本出資契約を締結しております。本出資契約において、公開買付者は、対象者との間で、対象者が所有する対象者普通株式の全て（平成24年8月30日時点で198株）について、本公開買付けに応募するものとしております。本出資契約及びその他本出資契約に基づく合意の概要は以下のとおりです。

なお、本出資契約において、対象者は、平成24年7月に開催予定の対象者の定時株主総会において、取締役選任議案を上程し、公開買付者が指名する者（2名以内）を社外取締役候補者とし、また、公開買付者が指名する者（1名以内）を監査役候補者とし、当該議案がかかる定時株主総会において承認可決されるよう最大限努力するものとされておりましたが、これに基づき、平成24年7月27日に開催された対象者の定時株主総会において、公開買付者が指名した取締役候補者2名（山下尊弘氏及び高橋信之氏）及び監査役候補者1名（塚本稔氏）がそれぞれ対象者の取締役及び監査役として選任され、平成24年8月17日に開催された対象者の定時株主総会継続会終了後、就任しております。

① 全体スキーム

ステップ1：平成24年4月27日を払込期日として、対象者が公開買付者を割当先とする第三者割当増資を実施（本第三者割当増資により実施済）

ステップ2：平成24年8月を目途として、公開買付者が、対象者の株式を取得するため、大要以下の条件による株券等に対し公開買付けを実施

公開買付価格：対象者の株式1株につき2,000,000円（本第三者割当増資における発行価格と同額）

買付条件：買付予定数を本公開買付け開始日において対象者が保有する自己株式の総数と同数とし、応募株券等の総数が買付予定数に満たない場合には、応募株券等の全てを買い付けず、応募株券等の総数が買付予定数以上の場合には応募株券等の全てを買い付ける。

ステップ3：スクイーズアウト

上記公開買付け後、公開買付者が要請した場合には、対象者は、対象者の株主を公開買付者その他公開買付者が別途指定する者のみとするために必要な手続を行う（なお、本日現在、公開買付者は、公開買付者及び江島氏の2名の株主を除く対象者の株主が保有する株式を取得する予定です。）。

② 公開買付けへの対象者による賛同意見表明及び自己株式の応募に関する事項

- 対象者は、公開買付者により上記公開買付けが実施されることが公表された場合、同日に、取締役会決議により、(i)当該公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨する旨及び(ii)対象者の保有する自己株式の全部（但し、198株以上とする。）を公開買付けに応募する旨を決定し、当該公開買付けが開始された日に公開買付者が法令等に従い公開買付届出書を提出した場合は、同日に、法令等に従い当該決定の内容を記載した意見表明報告書を提出し、また、自己株式応募のために法令等並びに対象者の定款その他の社内規則上必要とされる一切の手続を行うとともにその他当該公開買付けのために必要な協力をする。
- 対象者は、当該公開買付けの期間中、(i)当該公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して当該公開買付けへの応募を推奨する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回せず、(ii)公開買付者以外の者が対抗公開買付けを開始し、又は開始することを公表した場合であっても、対抗公開買付けに賛同せず、かつ、賛同する旨を公表しない。
- 対象者は、当該公開買付けへの自己株式の応募に係る有価証券届出書（訂正届出書を含む。）を適時かつ適法に提出する。その他、対象者は、本出資契約の締結及び履行、その他本件全体取引の実行に関連して適用ある法令等、定款その他内部規則又は司法・行政機関等の判断等に基づき必要となる手続を適時かつ適法に行うものとし、公開買付者に対し協力する。

③ 対象者の運営に関する事項

- 対象者は、本出資契約において明示的に予定されている場合を除き、自ら又は自らを除く対象者のグループ会社をして、定款、取締役会規則その他の重要な内部規則の変更又は廃止、株主総会の開催及び議案の内容の決定、合併、株式交換、吸収分割、株式移転、事業譲渡及び譲受その他の企業再編等一定の重要な事項を行う場合には、公開買付者から事前の書面による承諾を取得し若しくは取得させる。
- 対象者は、公開買付者が指名する者に、対象者の経営戦略会議及び部長会に参加する資格を与える。
- 対象者は、公開買付者の要請に従い、公開買付者が指名する者で構成する会議体を設置する。

④ 調達資金及び資金使途

本公開買付けが成立した場合に、対象者が本公開買付けに応募することにより取得する資金及び本第三者割当増資による調達分の手取概算額の合計額は約629百万円となりますが、公開買付者及び対象者は当該資金を以下に記載する使途に充当することに合意しています。

1) 中国サポート拠点の製造/営業設備の増設

中国現地プリント基板メーカーへの検査装置拡販とそれに伴う治具需要拡大に備えた現地子会社への製造設備増強、及び現地サポート拠点の追加整備を計画しております。

2) タイサポート拠点の製造/営業設備の増設

実装メーカー、電機メーカー、車載関連メーカーなどに対する現地子会社における営業拠点整備と要員確保による営業強化、及び製造設備増強を計画しております。

3) 非接触センサの高性能化などの研究開発投資

タブレット用中小型パネルや有機EL向けなど非接触センサの高性能化のための設計、試作、検証、要員確保、中国市場向けプリント基板検査装置の廉価版開発のための設計、試作、検証、要員確保、太陽電池/蓄電池/燃料電池/半導体/医療向けなど新分野への非接触検査技術の応用展開のための市場調査、企画、設計、試作、検証などの研究開発投資を計画しております。

4) LED 設備の増設

中国現地子会社において、LED チップの検査ソーティング工程に加え、前工程のダイシング（切断）、及び後工程のテーピング（封止）などの設備を増強することで、検査受注機会の増加と付加価値向上を計画しております。

⑤ その他

上記のほか、公開買付者及び対象者は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負っております。

(3) 公開買付者と対象者の役員との間の合意の有無及び内容

公開買付者は、対象者の代表取締役である江島氏との間で、対象者の経営基盤の安定及び財務体質の改善を目的として、平成24年4月9日に本覚書を締結し、大要以下の内容を定めております。

① 江島氏の本件全体取引への協力

- ・ 江島氏は、本公開買付けの実施後において、公開買付者が要請した場合、本スクイーズアウト手続を実施することに協力する。
- ・ 江島氏は、本件全体取引の円滑な実現のために、公開買付者が要請する協力（対象者の取締役会が、(i)本公開買付けに賛同し、対象者の株主に対して本公開買付けへの応募を推奨する旨及び(ii)対象者の保有する自己株式の全部を本公開買付けに応募する旨の決議が可決されるよう、適用法令上許容される範囲内で協力すること、対象者の株主に対する本公開買付けへの応募の要請を含む。）を行う。
- ・ 江島氏は、対象者の株主総会において議決権を有する場合、当該株主総会において、公開買付者の意向に従い当該議決権を行使する。

② 本公開買付けへの不応募等

- ・ 江島氏は、自ら保有する対象者の株式の全部又は一部について、公開買付者が別途要請しない限り、本公開買付けに対して応募しない。
- ・ 江島氏は、直接又は間接に、第三者との間で、本件全体取引と競合・矛盾・抵触し又はそのおそれのある行為に関する提案、勧誘、情報提供、協議等を一切行わず、第三者からかかる行為に関する提案又は勧誘を受けた場合には、速やかに公開買付者に対しその事実及び内容を通知する。

③ その他

上記のほか、公開買付者及び江島氏は、秘密保持義務、契約上の地位又は権利義務の処分の禁止等の義務を負っております。

(4) 投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

該当事項はありません。

以 上